

請求の範囲

- [請求項1] 水溶液中の残留塩素濃度が50～260ppmであり、pH3.0～6.7の次亜塩素酸水溶液であって、微生物の死滅時間が1分以下である、抗微生物剤。
- [請求項2] 前記次亜塩素酸水溶液は、食品添加物用次亜塩素酸ナトリウムと、日本薬局方精製水と、日本薬局方希塩酸とを含むことを特徴とする、請求項1に記載の抗微生物剤。
- [請求項3] 前記水溶液中の残留塩素濃度が50～210ppmであり、pH6.3～6.7であることを特徴とする、請求項1又は2に記載の抗微生物剤。
- [請求項4] 前記抗微生物剤は、細菌、酵母、真菌及びウイルスからなる群から選ばれるいずれかの微生物の増殖を抑制するものであることを特徴とする、請求項3に記載の抗微生物剤。
- [請求項5] 前記細菌は、スタフィロコッカス・オウレウス、セラチア・リケファシエンセイ、バチルス・ズブチリス及びリステリア・モノサイトゲネシスからなる群から選ばれるいずれかの細菌であることを特徴とする、請求項4に記載の抗微生物剤。
- [請求項6] 前記酵母は、ロドトルラ属に属するものであるいずれかの菌であることを特徴とする、請求項4に記載の抗微生物剤。
- [請求項7] 前記真菌は、クラドスポリウム・クラドスオイリオイデス、ペニシリウム・ロケフォルティ、ペニシリウム・グラブラム、アスペルギルス・ニガー、エウロティウム・アモステロダミ、ネオサルトリヤ・フィシェリ、エメリセラチア・ニデュランス、フザリウム、及びアルテナリヤからなる群から選ばれるいずれかの真菌であることを特徴とする、請求項4に記載の抗微生物剤。
- [請求項8] 前記ウイルスは、ノロ・ウイルスであることを特徴とする、請求項4に記載の抗微生物剤。
- [請求項9] 前記水溶液中の残留塩素濃度が150～260ppmであり、H3

． 0 ～ 6 ． 5 であり、微生物の死滅時間が 1 0 秒以下であることを特徴とする請求項 1 又は 2 に記載の抗微生物剤。

[請求項10] 前記抗微生物剤は、細菌及びウイルスからなる群から選ばれるいずれかの微生物の増殖を抑制するものであることを特徴とする、請求項 9 に記載の抗微生物剤。

[請求項11] 前記細菌は、クロストリジウム・ブチリカム及びクロストリジウム・スポロゲネシスからなる群から選ばれるいずれかの細菌であることを特徴とする、請求項 1 0 に記載の抗微生物剤。

[請求項12] 前記ウイルスは、イヌパルボ・ウイルス、ネコパルボ・ウイルス、及び麻疹ウイルスからなる群から選ばれるいずれかのウイルスであることを特徴とする、請求項 1 0 に記載の抗微生物剤。

[請求項13] 請求項 4 ～ 8 のいずれかに記載の抗微生物剤中に、前記細菌、前記酵母、前記真菌、及び前記ウイルスからなる群から選ばれるいずれかの微生物を 0 ． 5 ～ 1 0 分間浸漬することを特徴とする、微生物の死滅方法。

[請求項14] 請求項 1 0 ～ 1 2 のいずれかに記載の抗微生物剤中に、前記細菌及び前記ウイルスからなる群から選ばれるいずれかの微生物を 1 0 秒～ 6 0 秒間浸漬することを特徴とする、微生物の死滅方法。